

告示研修のスタート

上田 克彦

公益社団法人日本診療放射線技師会 会長

今般、厚生労働省より告示研修に関する法律の附則が通知されました。それは「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第13条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（令和3年厚生労働省告示第273号）と題するもので、内容は日本診療放射線技師会が実施する研修として定められています（令和3年7月9日医政発0709第7号）。



この通知は、本会ならびに各都道府県知事に発出されており、今後、各都道府県知事から諸機関、各医療施設へと通知されます。本会ではこれを受け、2021（令和3）年7月31日から上記の告示研修の一部である「基礎研修」をe-learningで受講いただけるように準備し、「実技研修」についても研修ファシリテーター養成の準備を進めております。この告示研修に関する情報は、本会ホームページに掲載しておりますが、今回の正式な通知がなされるまでは正確な情報をご提示できなかったため、会員の皆さまには不安を抱かれたかと存じます。このような事情があったことをご理解いただきますようお願い致します。

厚生労働省から公開された情報については、法律の改正部分、省令の改正部分、現行制度で推進する業務がそれぞれ分かれて記載されています。そこで診療放射線技師の拡大業務について、統合的な情報を本会のホームページに掲載しております。これが最も分かりやすいと思いますので、ぜひ、ご活用いただきたいと思います。

告示研修の講師は医師・看護師とすることが厚生労働省から求められており、日本医学放射線学会と日本看護協会に派遣依頼と研修内容監修、テキスト作成についてすでにお願ひ致しました。このたび（2021年）の業務拡大は「医師の働き方改革」を背景としたタスク・シフト/シェア推進を目的としているため、シフトする側の医師による研修であることが必須となっております。そこで診療放射線技師も含めて、それぞれの職種が関係医学会と連携して研修を行うことが求められました。幸いにも本会では、日本医学放射線学会や日本放射線科専門医会・医会と協調して連絡・調整を始めておりましたので、さまざまな課題について短期間で検討していただきました。

この研修にも関連しますが、上記の2団体と日本放射線技術学会、そして本会を加えた4団体による新たな会議が設置され、第1回の会議が2021年6月17日に、本会事務局を中心にハイブリッド会議として開催されました。当面は「放射線診療4団体連絡協議会」として活動し、将来はその活動実態に合わせた名称も検討することにしていきます。今後も、放射線診療全体が発展・向上するようにさらなる連携強化を進めてまいります。

また新しい診療放射線技師業務に対応した国家試験の在り方についても検討する必要があります。2021年4月13日に医政局長に面談し、職能団体として国家試験の在り方についても検討し提言したいことを話題にしたところ、好意的に受け取られました。全国診療放射線技師教育施設協議会においても国家試験についての改革が必要と検討されており、厚生労働省への要望書を提出されると聞いています。本会においても、診療の現場で必要とされる診療放射線技師像に即した国家試験内容についての提言を検討しますので、皆さまからのご意見を集約したいと考えております。